

報告第 1

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月2日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

別紙

専 決 処 分 書

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

- 1 工 事 名 東部中央白岡宮代線橋梁築造（上部工）工事
- 2 施 工 箇 所 白岡市千駄野地内
- 3 変更請負金額 213,779,500円（4,999,500円増）
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 19,434,500円
- 4 変 更 理 由 径間の測量結果による遊間長確保のため、桁端部の加工を行い、桁の製造過程では今後のメンテナンスの作業性向上のため、A1橋台側の横桁にマンホールを設置した。また、錆による腐食防止対策として、架設後の支承部や橋台の雨水による流れ錆を防止する水切り版の設置を行うとともに、塗装工では、桁上下の接触面の表面処理を行った。これらの追加工事による契約の変更の必要が生じたものである。
- 5 請 負 業 者 埼玉県さいたま市大宮区宮町2-77-1
マル星第2ビル3F
株式会社角藤 さいたま営業所
営業所長 東 秀樹

令和4年3月7日

白岡市長 藤井 栄一郎